

# 麗澤瑞浪中学・高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年6月1日策定



## 第1章 総則

### （基本理念と目的）

第1条 「いじめ」は、その生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめ（助長及び傍観する行為を含む）を絶対に許さない姿勢で、いかなる些細なことであっても、必ず親身になって相談に応ずることが重要である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において、生命や人権を大切にすることを実践するとともに、生徒一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く意識し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底させることが重要である。

麗澤瑞浪中学・高等学校（以下「本校」という。）では、知育・徳育・体育のバランスのとれた、心身ともに健全な人間を育成するという教育理念を掲げ、生徒に自立・感謝・思いやりの心を養うことに力を注いでおり、この教育理念に基づき、「麗澤瑞浪中学・高等学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定める。

### （いじめの定義）

第2条 「いじめ」とは、「本校に在籍する生徒が、同じく在籍し一定の人間関係のある他の生徒から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、同生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言い、具体的な態様として次の各号をいう。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (9) その他、生徒が心身の苦痛を感じる行為。

### （いじめの禁止）

第3条 本校生徒は「いじめ」を行ってはならない。

### （学校及び学校教職員の責務）

第4条 本校及び本校教職員は基本理念にのっとり、本校在籍の生徒の保護者、地域住民、子供相談センターその他の関係諸機関と連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期

発見に取り組み、本校生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第5条 本校は、「国のいじめ防止基本方針」及び「岐阜県いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の実情に応じて、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 第2章 基本的施策

(いじめの防止)

第6条 本校は、生徒等の豊かな情操と感謝の心、前向きな心を培い、人々を幸福に導く人間性と品性を育む素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の「建学の精神」である道徳科学（モラロジー）に基づく道徳教育の充実を図り未然防止に努める。

(いじめの早期発見)

第7条 本校は、いじめの早期発見のために本校生徒に対して定期的にアンケート調査を行う。

- (1) 生徒対象いじめアンケート調査（別表1） 随時
- (2) 個別面談時の学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（面談時）
- (3) 教員対象チェックリスト（別表2）の活用 随時
- (4) 保護者対応チェックリスト（別表3）の活用 随時

(いじめ相談体制)

第8条 本校は、本校生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに係わる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制を整備する。

- (1) スクール相談員の活用
- (2) いじめ相談窓口の設置

(教職員の資質向上)

第9条 本校は、いじめ防止のための対策に従事する教職員の資質向上のための研修を実施する。

- (1) 職員会議 年2回
- (2) 教職員研修会 年2回

(インターネット等によるいじめ対策)

第10条 本校は、インターネット等を通じて行われるいじめを防止するため、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うとともに次の対策を講じる。

- (1) 保護者会における啓発周知（保護者対象） 年2回
- (2) 携帯・スマホ等ネットマナー研修（生徒対象） 年1回
- (3) 教科（情報）における教育指導（新入生徒対象） 入学時

### 第3章 いじめの防止等に関する措置

(いじめ防止等対策のための組織)

第11条 本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の教職員、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有するものを構成員とした「いじめ防止対策委員会」を置く。

2 いじめ防止対策委員会の構成員は次のとおりとし、校長は必要に応じてアドバイザー及び他の教職員を構成員に加えることができるものとする。

- |  |        |
|--|--------|
| (1) 校長                                 | 委員長    |
| (2) 教頭                                 | 副委員長   |
| (3) 各部部长                               | 委員     |
| 教務部長、進路指導部長、生徒指導部長、特活指導部長、担任部長、チューター部長 |        |
| (4) 麗澤瑞浪事務部長                           | 委員     |
| (5) 養護教諭                               |        |
| (6) スクールカウンセラー                         | アドバイザー |
| (7) 校医                                 | アドバイザー |
| (8) 顧問弁護士                              | アドバイザー |

(いじめに対する措置)

第12条 本校生徒及び保護者等から相談・通報によって、生徒がいじめを受けていると判断されたときは、「いじめ防止対策委員会」は、速やかにいじめの事実確認を行い、事実が確認された場合は、別表4に基づき次の再発防止策を講じるものとする。

- (1) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言
- (2) 所轄警察署との連携及び通報（いじめが犯罪行為として認定される場合）
- (3) いじめを受けた保護者及びいじめを行った保護者との情報共有

### 第4章 重大事態への対処

(重大事態の基準)

第13条 いじめによる重大事態の基準は、次の各号のとおり規定する。

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に「重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
  - (2) いじめにより本校に在籍する生徒が、「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 「重大な被害」とは、次の各号に示すいじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
- (1) 生徒が自殺を企図した場合
  - (2) 身体に重大な傷害を負った場合
  - (3) 金品等に重大な被害を被った場合
  - (4) 精神性の疾患を発症した場合
- 3 「相当な期間」とは、国の基本指針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安にかかわらず、個々の状況を十分に把握しなければならない。

(重大事態への対処)

第 14 条 重大事態が発生した場合、いじめを受けた生徒の被害を最小限に抑えるとともに、別表 4 に基づき次の各号の対処を行う。

- (1) いじめ防止対策委員会を設置する。
- (2) いじめ防止対策委員会にて事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を学校の設置者及び岐阜県知事に報告する。

## 第 5 章 雑則

(学校評価における留意事項)

第 15 条 学校評価において、いじめ防止等の対策を取り扱う場合、いじめの事実が隠ぺいされず、いじめの実態の把握とその措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止の取り組み等に適正な評価が行われるよう留意する。

(事務の所管)

第 16 条 この規則に関する事務は、麗澤瑞浪事務部事務課が所管する。

## 附 則

- 1 この基本方針（規則）は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

## いじめ発見調査アンケート

「いじめ」とは、インターネット上で行うことを含め、自分の言動によって相手の心を傷つけたり、相手の身体や財産などを脅かしたりすることを指します。自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、いじめられた相手が精神的に苦しんだり、肉体的に苦痛を感じている場合は「いじめ」にあたります。自分がされて嫌なことは、決して相手にしないことが大切です。

\_\_\_\_\_ 年（ 男 ・ 女 ） （ 寮 生 ・ 通 学 生 ）

いじめの内容			周りに されてい る 人がいる	自分のこと		
				されて いる	前はあ ったが 今はな い	されて いない
(1)	①	冷やかされたり、からかわれたりする				
	②	悪口やいやなことを言われる				
	③	おどし文句を言われる				
(2)	④	友達や、周りの人から仲間はずれにされたり、無視される				
(3)	⑤	わざと軽くぶつけられる				
	⑥	遊ぶふりをして、軽く叩かれたり、蹴られたりする				
(4)	⑦	ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする				
(5)	⑧	お金を要求されたり、おごるよう言われたりする				
	⑨	持ち物をよこすように言われる				
(6)	⑩	お金や持ち物を隠されたり、盗まれたりする				
	⑪	お金や持ち物を壊されたり、捨てられたりする				
(7)	⑫	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする				
(8)	⑬	パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、悪口をやかかれたり嫌なことをされたりする				
(9)	⑭	①～⑬以外のことで、いじめられていると感じること。				
<その他相談したいことがあれば書いてください>						

別表 2

## ■教師用チェックリスト

時系列	項目 番号	生徒への着眼観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退等が増えた
	②	SHR の健康観察の返事がない
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室等で過ごす時間が増えた
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする
	⑥	グループにするときに、机を離されたり、避けられ たりする
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣 う
	⑨	遊び仲間が変わった
(4) 昼食時間 (5) 清掃時間	⑩	一人で食事をしていることがある
	⑪	重い物や汚れた物を扱うことが多い
	⑫	清掃時間にひとりだけ離れて清掃している
(6) SHR から下校	⑬	責任を押し付けられたり追求されることが多い
	⑭	SHR 終了後、用事がないのに下校
(7) 部活動	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多 い
	⑯	急に部活動をやめたいとか変わりたいとかと言 出す。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない
	⑱	本意でない係や委員に無理やり選出される
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある

## ■保護者用チェックリスト

## ◇いじめられている子のサインをキャッチ（被害者の視点）

■日常生活の変化	
①	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、擦り傷やあざ等がある
②	登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった
③	食欲が落ちる、寝つきが悪い、笑顔が消える
④	意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった
⑤	死や非現実的なことに関する本やインターネットの情報に関心を持つようになった
⑥	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった
⑦	妙ににこにこしたり、気遣いすぎたりすることが多くなった
■持ち物の変化	
⑧	持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしている
⑨	カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている
⑩	家庭からの品物やお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求したりする
■友人関係の変化	
⑪	親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした
⑫	電話に出たがらなかったり、友達の誘いを断ったりするようになった
⑬	学校や友達に対する不平や不満を口にするが多くなった
⑭	転校したい、学級（寮）を変わりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった
■家族との関係の変化	
⑮	ささいな事で怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった
⑯	家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった

## ◇いじめている子のサインをキャッチ（加害者の視点）

⑰	買ってやっていないものを持っている
⑱	お金の使い方が荒くなった（お小遣い以上のお金をつかっている）
⑲	親の言うことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになった
⑳	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになった



別表4 ■いじめの発見と対応フローチャート図

